

会 議 録 目 次

平成18年第4回海田町議会9月定例会（第3日目）

平成18年9月8日（金）午前9時00分開議

日程第1	第52号議案	町道の路線の認定について……………	4
日程第2	第53号議案	海田町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について……………	10
日程第3	第54号議案	海田町条例の整備に関する条例の制定について……………	13
日程第4	第55号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
日程第5	第56号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	21
日程第6	第57号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
日程第7	第58号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
日程第8	第59号議案	海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第9	第60号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
日程第10	第61号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	31
日程第11	第62号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日程第12	第63号議案	平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）……………	45
日程第13	第64号議案	平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	51
日程第14	第65号議案	平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	52
日程第15	発議第5号	地方の道路整備の促進に関する意見書（案）について……………	53
		（閉 会）……………	54

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	西 本 徹 郎
税 務 課	長	朝 倉 登 司 雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
子 育 て 支 援 室	長	寺 田 修 康
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		木 原 正 博
水 道 課 次 長		新 浜 憲 治

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
-------------	---------

主 幹 濱 吉 計 守
主 事 中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

## 10. 議 事 日 程

- 日程第1 第52号議案 町道の路線の認定について
- 日程第2 第53号議案 海田町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第3 第54号議案 海田町条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 第55号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第56号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第57号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第58号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第59号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第60号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第61号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第62号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第63号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第64号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第65号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 発議第5号 地方の道路整備の促進に関する意見書（案）について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。昨日に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第15に至る各議案でございます。

日程第1、第52号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

第52号議案、町道の路線の認定について。寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）それでは、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議決をお願いするものでございます。今回の路線名は、町道334号線でございます。起点は海田町日の出町944番14地先、終点は海田町日の出町935番2地先でございます。

資料5の「町道路線認定箇所図」のご準備をお願いいたします。1ページ目は位置図でございますが、この道路は海田町福祉センター東側の町道223号線と都市計画道路中店小学校線の町道314号線に接続している道路で、道路延長125.5メートル、道路幅員4メートルでございます。次のページは断面図でございますが、道路幅員は4メートルでございます。最後のページに受領の経緯でございますが、この道路は昭和40年7月7日、広島県より道路位置の指定を受けております。その後、平成15年6月25日に関係地権者の方より寄附の申し出がありまして、町において調査した結果、所有権以外の権利の解除、また隅切りの確保について道路寄附受領基準を満たしていないところがありましたので、平成15年8月27日にその旨を回答いたしました。その後、地元で調整されまして、平成18年1月4日に受領基準に適合していることを確認いたしまして、同じく1月19日に所有権移転登記を終えました。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本議員。

○12番（崎本）私は道路のこの道路指定に反対じゃどうのこうのじゃないんですが、私が一般質問でしたところでは、法的に何も、変わったら町長が勝手にしてもええ、議会に報告せんでもええということじゃなしに、所有権を移転する前に、こういう寄附があって道路路線指定をしなければいけないと、なぜ移転登記をする前に議会に諮られんか

ったか。議会の承認を得てから登記しても遅いことはないでしょう。なぜそれをされなかったか。こうこうこういう物件の寄附の依頼があったと。適合しておるから、これを道路認定するんじやがどうですかというて。じゃから、これの19日の前に承認案件で出してから、議会の承認を得てから登記した方がスムーズに行くんじゃないんですか。その点についてはどうですか。決めてから承認案件を出すんじゃないでしょうが。決める前に承認案件をお願いしますというて出して、それから決裁を受けるんじゃないの。そういうマニュアルか何かあるんじゃないんですか。物事を決めてから議会の承認って。予算でもそうでしょうが。議会に諮って決まってから物事が始まるんじゃないですか。それを考えて答弁をお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）この前、5月25日の全協のときにご説明させていただきましたが、この道路、今までは寄附を受けたものを道路認定で議会の方をお願いしておりましたものを、今後はそうではなしに、議会認定を受けたものを、その後寄附を受けるという方向にさせていただくということなんです、これはそれ以前のものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃから、そういう決まりをこしらえておられんかったら、いつまでもこういうふうになるでしょう。全員協議会のときの町長の発言じゃないんじやが、こんなものは今までいっぱいあるけん。今までいっぱいあるけん、人がやったけん、わしもやってもええという、そういう問題じゃないでしょう。きちっとマニュアルでもつくって、きちっと議会で諮って、きちっとやらにゃいけんことはそういうマニュアルでもつくってやるのが当然じゃないんですかということをお願いするんです。町長、どうですか、それは。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この道路認定の問題で過去にいろいろあったことは皆さんもご承知と思いますが、そのために、今回きちっとした道路認定基準を定めて議会をお願いするということをお願いしたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。前田議員。

○13番（前田）まず、これの断面図では4メートル有効幅ということになっておるんですが、聞くところによると、部分的には4メートル確保できないところがある、このようにも聞いておるんですが、全延長125.5メートルですか、これにわたって全延長が4

メートル以上の幅員が確保できるのかどうかということ。

それと、町道314号側が隅切りがないんですね。この経緯の方を一番後ろのページに親切に「受領の経緯」ということをつけてもろうておるんですが、隅切り用地の寄附ということで、15年8月27日というふうに明記されておりますが、図面ではなっていないんですね。ですから、これは隅切りがあるというふうには認めがたいといえますか、受領の基準に達しておると書いておるんですが、図面がなっていないんだから、基準に達していないんじゃないか、その差異についての説明をお願いいたします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）道路幅員でございますが、これは4メートルの有効幅員といえますか、道路幅員が4メートルでございます。

それと、隅切りの件でございますが、都市計画街路側の314号線につきましての隅切りは、一応歩道部分が3メートル50でございますので、その部分で確保できるということで、こちらは隅切りを今回の認定の区域内では設けておりません。

○議長（原田）今の質疑の中で、125.5メートル全線にわたって4メートルを確保しておられますかという質問だったんです。そこをちょっと。だから、どこか足りないところはないですかという意味でのことを言われているんですが。建設課長。

○建設課長（畠山）すべて4メートル確保してあります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。この町道認定議案は前議会にも提出されまして、そのときには私道道路の町道編入基準が制定されていないということで否決になったわけですが、今回、町道認定基準を明確にされました。その中には先般あったものよりも、それに当てはまっていなくても認めますよという例外規定が多く増えております。今後もし町民の方が寄附をして、そこを町道に認定していただきたいという道路の案件があった場合、例外規定に当てはまっていれば、どの道路であっても認定をされるお考えはあるかどうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）基本的には原則的な基本論で寄附受領をしていきたい。ただ、例外的な部分についての適用については、いろんなケースがございますので、特殊なもの、そこらあたりは極力消極的な取り扱いになろうかと思えますけれども、特殊なものについては考慮するような場合が出てくるのではないかというふうな思いでおります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）基本的なことを2点ばかり質問します。これの道路編入基準はあるんですか。私有道路のと書いてあるんですね。この前のときも言ったように、そんなにこだわらなくて、どんなものであっても、寄附を受けて所有権が移ったものであっても、ちゃんと管理されているかどうかを確かめた上で認定するんだからというようなことで、私有道路のというのは必要ないんじゃないかというのは5月25日の協議会のときに申し上げたんです。今回、8月28日のときに、その辺がどうなるのか、一番興味を持って見ていたんですけれども、数字が1カ所変わっただけで、全然そういうことが考慮されていないので、がっかりしたんですけれどもね。それがまず第1点。要するに、私有道路でない、もう町の物件になっているものを町道に編入する場合は、議会にかける場合、何を基準にしてやられるんですかと言うんです。それは25日のときにくどく申し上げたんです。そういうことがまず第1点。

それと、そのときにも申し上げたんですが、第2点は、道路をちゃんと、手続きとか取得事情が、いろんな理由が適法なのかどうかとか、その後の管理がうまくなされているのかとか、今現在普通財産なり行政財産として貸し付けたりなんかしちゃいないかとか、あれは財務規則ですか、105条以下に詳しく書いていますよね。その辺はどのように管理をされたのかというのを、議会にかけるのに足りるような書類というんですか、町長がそれをちゃんと証明するような書類でもそうだと思うんですけれども、そういうようなものをつけない限りだめだと思うんです。だから、その辺の2つの点はどうなんですか。まず、こういう場合は編入基準は何なのか。それで、その後の管理状況はちゃんと、後からああだった、こうだったというわけにはいきませんから、管理状況なり、その辺の権利関係はちゃんとなされているのかどうか、それはどうしてチェックするのか、その2点についてお考えをお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今現在もう町有地になっている道路、これの町道認定のことだろうと思います。これにつきましては、今の私有道路の編入基準に基づいていろいろと例外的なものが残っております。その中でこの編入基準に基づいて、もしそういう条件が整えば町道認定をお願いしたいということが1点ございます。

それと、今の管理の関係ですけれども、現在道路認定をお願いしているものにつきましては行政財産として町がしっかり管理しております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）質問の趣旨がよくわかっていないと思うんですけれども、例外とか何とか、例外があるから、それでもってやりますというんじゃないですか。私有道路の町道と、「私有道路の」というのが入っているじゃないですか。例外もへったくれもないんです。これは私有道路の例外なんですよ、読む限り。一たん寄附を受けたものとか、町の物件に、占有権か何か知りませんが、所有権も移っているのかどうか知らんが、そして、あいているものも13件か何かあるとおっしゃったんですね、この前。そういうようなものについての編入基準というものはないんでしょう。それを二、三年前の議会の人にそれはどうなんですかと言ったら、その当時の児玉課長は、それはそうだから、早急にその基準を決めますとおっしゃった。だからこうなったんでしょう。でも、私がよく言っているのは、道路編入基準でいいじゃないかということを行っているんです。「私有道路の」というのが入っているものだから、例外とかへったくれじゃのとおっしゃるわけです。だから、私の考えを申します。ここに書かれてある基準はあくまでも道路の構造、物理的なこと、要するに町道とはこういうものですよという定義規定的な基準なんですよね。それだけなんですよ。だから、そうではなくて、いろいろ全員協議会のおきから質問が出ました。それをトータルしますと、私の考えでは、道路とはこういうものだということじゃなくて、今度はそれを編入する物件、要するに今受けた、ちゃんと適正に取得して、それをどのように管理して、今、行政財産か何か知りませんが、貸し付けたりなんかしていないと。すぐ町道として認定されるような物件ですよという物件的な基準がないとおかしいんじゃないかと思うんです。その2つが相まって町道編入基準を決められると、どうもうまくいかないんじゃないかと思うんです。それから、例外とか何とか、私道だと言っているが、その例外規定を考えて適用しますとか、それじゃ、何のための基準かわからないでしょう。そのわからないような、難しいようなことを議会にかけて議論を呼ぶだけだと思うんです。

だから、私は何回もくどくど申しますけれども、海田町財務規則の105条以下に詳しく書いてあるんです。それがちゃんと適正に保全されているということの書類がないと認めるわけにいかないと私は思うんです。それは町道ですから、変な事件に巻き込まれたり、後からどうだこうだと言ったってしようもないものなんです。だから、きちっと基準を決めて、道路の構造的なとかそういう物理的なとか、定義規定的なもの、基準的なものはちゃんと今できていますよ、それは。そういうことなんです。だから、そ

れに対して、それを受け入れるものの変なものじゃないか。変なものと言うのはおかしいんですけども、ちゃんと町道にしてもいいという物件なのかどうかという、そういう基準を設けて、そういうものであれば、2つがタイアップして編入基準だということでオーケーされるんじゃないかと私は議会人としては思っているわけです。その辺はどうですか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）桑原議員ご指摘の事項につきましては、私道の受領基準をもう一つ超えた、町道として認定する全体的な基準を設けるべきじゃないかというご質問であろうというふうに思います。確かに全国的に見ますと、私道は除外しまして、とにかく町道として認定する場合はこういう道について町道として認定するという基準を持っておるところがございます。ただ、海田町につきましては非常にほとんどが市街地になっておるといふようなことで、基本的には今までの慣例でいきますと、一般の用に供する道については町道として認定をして、道路法上の道路にして道路法できちっと管理をしていくという方針で今まで来ております。中に、極端に言えば、通称赤線といいますが、里道、農道ですけども、そういった部分、町が管理しながらも町道としていない部分もありますし、あるいは、狭い道でありましても皆さんがお使いになっておるといふようなことで町道として認定しておる里道もあるわけでございます。そうした中で、確かにそこらが明確になっていない部分はあるわけですが、町道として認定することによって地方交付税の算定基準にもなってくるというようなことで、今までは極力、一般の方が通っておられれば町道として認定をしてきたのが現実でございます。今後につきましては、今ご指摘のあったことを参考にさせていただきながら、基本的な町道としての認定基準、これについて作成することについて検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）いろいろ今おっしゃっていただきました。結論的に言って、それは市街地だとか、管理しながらまた使っているとか、いろんなことをおっしゃるわけです。だからこそ、今の町有物件になっているもの、それについて、今、理事がおっしゃったようなこともひっくるめて、そういう物件は大丈夫なんだよという基準をつくってくださいということなんです。だから、5月25日から8月28日まで随分検討なさって、そういうのが出てくるんじゃないかと思って期待して私は全員協議会でこの案を見たんですけども、1カ所しかなくなってないから、目を疑ったんです、本当に。だから、今いろいろ

あるのは、くどいようですけれども、構造的な、物理的な定義基準にすぎないんです、道路の。だから、今度はそれを移すものの物件について105条、財務規則をご覧になって、釈迦に説法で申し訳ないんですけれども、そういうものに詳しく書いてあるんです。そういうふうに寄附を受ける場合はどうだまで書いてあるんですよね。書類も何をとりなさいとか。だから、そういうようなことまで詳しく書いてあるのに、それを活用して、道路の定義基準に合うような物件であるかどうかというのを、2つを議会に提出してもらいたいということなんです。そうしないと、今、理事はいろんなことでご回答いただきましたけれども、結論はそういうことだと思っんです。いろいろあるんです。あるからこそ、例外規定を設けたりしてやらないといけないと言うんですが、そんなんじゃ混乱するだけだから、農道があれば農道でどうだこうだという、いろんな種類があっても、こういう物件であればオーケーだということを基準に定めてもらえばいいじゃないですか。そういう趣旨です。私が二、三年前のときに質問をして、その当時の回答で、それじゃ、そういうことならということで納得したわけですから。でも、今回のこの案ではそれが満たされていません。だから、私はこれを認めるわけにはいかないというように思っているわけです。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、第53号議案、海田町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第53号議案、海田町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について。基金に属する財産を有効に活用するため、基金条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井） それでは、第53号議案、海田町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定についてをご説明いたします。今回廃止いたします地域福祉基金は、基金の運用から生ずる運用益を、地域福祉の向上を図り、住みよい福祉社会を築くことを目的とした事業に要する経費の財源に充てるために、平成3年に設置した果実運用型の基金でございます。金利の高い時期には年間300万円を超える運用益が生じておりましたが、昨今の金利情勢やペイオフ対策による現状では運用益がほとんど生じておらず、平成16年度には2,428円、平成17年度には7円となっており、当初の設置目的を達成できない状況でございます。そこで、先日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、大変厳しい財政状況の中、今後の財政運営を考えれば、繰り上げ償還による公債費の縮減を図ることで、地域福祉基金の設置目的である地域福祉の向上を図り、住みよい福祉社会を築くことを目的とした事業に要する経費の財源とすることも対応策の1つであると考えております。以上のような状況を判断し、運用益を生じない地域福祉基金を廃止し、基金に属する財産2億5,155万円を有効に活用し、福祉センター建設時に借りた町債の一部の繰り上げ償還を実施することとし、今回、海田町地域福祉基金条例を廃止する条例を提出させていただいたものでございます。なお、この繰り上げ償還による縮減効果額は、繰り上げ償還を予定している町債の償還期限である平成31年までの13年間で毎年2,000万円前後を見込んでおります。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○4番（西田） この基金の目的は福祉関係に対しての目的で納められたと思うんですが、その流用に当たって福祉関係以外のものに使われるということはありませんよね。それをお願いいたします。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 今回、基金を取り崩して使うものにつきましては、福祉センターの建設時に借りた町債の返還に全額充てるということにしております。

○議長（原田） ほかに質疑。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。今、説明を受けましたが、私は今の説明の中での理解でいいのかもわからんけれども、もう1遍確認しますが、2億5,000万繰り上げ償還をして、10年間で2,000万ぐらい節約ができますよという説明だったのかどうか、それを

確認します。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）繰り上げ償還をした場合、繰り上げ償還をする町債の償還期限である平成31年まで毎年2,000万円ずつ縮減ができるということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）説明はわかりましたけれども、基金の方はやっぱり1けたになったり、今は2けたになったりということで、非常に基金がとらの子というか、いざというときに大事なことで。夕張のような例もありますし。以前、宮島町で水族館あたりの基金がそこまで手をつけ出したということがあって、今年は基金が2億9,800万ですか、3億円ぐらい取り崩しているんですね、当初で。それで、厳しい折なんですけれども、2億5,000万で、利子がつかないということで、取り崩してということで、有効利用という面ではいいんですけれども、やはりいざというときに非常に大事にしてということで、今言われたように、31年までに繰り上げ償還が条件がよくなるということであれなんですけど、取り壊して非常に基金が使って細くなって、後々、繰り上げ償還のこともありますが、町全体を長い目で考えたときに本当に得策になるかどうか。やはり厳しい健全化計画もつくって見通しも出しておりますし、取り壊して自由に使えるようにするのが本当に町のために長い目で得策になるのかどうか、さっきの説明を含めてもう1度聞いておきます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、この地域福祉基金というのは財政調整基金とは考え方が違っております。先ほども説明いたしました基金の運用から生じる運用益を、要は利息ですが、利息を福祉の財源に充てるということの目的のために積んでおる基金でございます。ただ、昨今の金利情勢からいけば、その運用益自体を生じないということでございます。ただ単に積んでおくということだけの基金になってしまっております。そういった意味で、これをこのまま積んでおくのいいのか、今後の財政運営上、大きな負担となってくる公債費の縮減を図ることがいいのか、そこらを判断して、どちらが効果額があるかということで今回、基金を取り崩しさせていただいて繰り上げ償還をさせていただくということでございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）今に関連するかもしれませんが、この果実運用型の基金、今回

の福祉基金のほかに何点かあると思うんですけれども、それが今何個あるのかということと、今後のその見通しとといいますか、どういう方向でいくのかの考えがあれば、お聞かせください。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）果実運用型の基金として運用しておりますのは、この地域福祉基金のほかに国際交流基金と織田幹雄スポーツ振興基金がございます。これにつきましては、織田幹雄スポーツ振興基金につきましては織田さんの方から寄附をいただいたという経緯もございますので、これはこのまま運用させていただきたいと思っております。それから、国際交流基金につきましてはもう果実を生んでおりませんので、これは元金の方を崩して実際に17年度で270万ほど取り崩しを行って国際交流協会の補助金の財源として充てております。

○議長（原田）ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第53号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第54号議案、海田町条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第54号議案、海田町条例の整備に関する条例の制定について。海田町条例の全面的な見直しを行い、引用条文等改正が必要となった規定を整備するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、第54号議案、海田町条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。資料6の「海田町条例の整備に関する条例新旧対照表」で説明させていただきますので、資料6をご覧くださいと思います。今回、条例の制定をお

願います提案理由でございますが、例規集の電子化や外部公開に向けて、例規集の全面的な見直しを行いました。そうしましたところ、引用条文や法律名等の整備が必要となりましたので、今回、改正をお願いするものです。改正する条例につきましては資料6の1ページの海田町個人情報保護条例から最後の11ページの海田町水防協議会条例まで、全部で19の条例の整備を行うものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。先ほど電子化に伴っての条例の整備に基づいていろんな利点を設けようという観点があったと思うんですが、例えば文言がいろいろ食い違っていると、検索等で難しいということが起きると思うんです。そういったところの解消ができるのかどうか、お願いいたします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）電子化に伴いまして、もし仮に地方自治法の改正がなされて、それを検索しますと、電子化によりまして、それを引用しておる条例等の一覧が出てまいります。それを今度は事務方の方で突合しながら改正していくという検索ができるようになります。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、情報検索するのにコンピュータで自動的に検索が可能になったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）現在説明を受けておる範囲では、条例の中の個々のところまでは及びませんで、題名まででございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ここで言っているのかどうかかわからないんですけども、平成15年、ご案内のように、指定管理者制度が自治法の改正で施行されることになったんですけども、それで、改正法の附則の第2条で、施行から3年間は今までの管理委託の施設をそのまま使ってもいいけれども、その後は、今申し上げた附則2条で、正式には244条の2の第3項を受けて、9月3日までに条例を改正しなきゃならないというのがあつたわけですか。それはこれとはどういう関係になるんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）その改正につきましては前回もう済ませていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第54号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第55号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第55号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止などによる地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）それでは、第55号議案、海田町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。条例の改正内容の要旨を説明するに当たりまして、改正条項が多岐にわたっていること、条文整備などの改正が多いことなどから、それぞれの逐条解説にかえまして重点の改正点のみを資料8により説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

このたびの改正は、税源移譲などによります地方税法の一部改正が行われたことに伴うものでございます。まず、町民税の関係ですが、条文では第34条の3関係からご説明申し上げます。総課税に係る所得割の税率が、今までは所得が高くなるに連れて高い税率が適用されている累進税率であったものを、税率6%とする比例税率に改正するものでございます。参考として載せております県民税4%と合わせますと、個人住民税所得割の税率は10%になるものでございます。この結果、個人町民税は多くの方の負担が増加しますが、その増加した部分につきましては所得税の税率改正や、所得税と個人住民

税の人的控除に基づく負担増を調整する軽減措置を講じて対応しておりまして、所得税と個人住民税の合計額は今までと極力変わらないものとなっております。例えば給与収入が500万円で、夫婦、子2人、このうち1人は特定扶養親族、つまり16歳から22歳までの扶養親族を指しますが、これに該当し、一定の社会保険料控除がなされるものとしますと、個人住民税は7万6,000円から13万5,500円となり、5万9,500円の負担増となりますが、所得税は逆に11万9,000円から5万9,500円となり、同額の5万9,500円の負担減となります。そのため、トータルでの負担は変わらないものとなっております。なお、施行期日は平成19年4月1日で、平成19年度分から適用するものでございます。また、資料8には載せておりませんが、税源移譲に伴い、住宅ローン減税により控除される税額が減少する方につきましては、税源移譲の前後で税負担の変動が生じることのないよう、平成18年までに入居された方に係る平成20年度以降の個人住民税において所要の軽減徴税措置が講じられることとなっております。

続きまして、定率減税の廃止でございます。条文では附則21条関係になります。この改正は、景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として平成11年度の税制改正で導入された定率減税を、経済状況の改善を踏まえ、平成18年度分をもって廃止するものでございます。経過としましては、当初は所得割の15%相当額、上限が4万円の減税でございましたが、平成18年度では所得割の7.5%相当額、上限が2万円の減額で、当初の半分となり、平成19年度からは廃止されることになっております。なお、施行期日は平成19年4月1日でございます。

次に、地震保険料控除の創設でございます。条文では第36条の2関係になります。この改正は、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するものとして創設されたものでございます。創設に当たりましては、今までの損害保険料控除については、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険に係る保険料については従前どおり損害保険料控除を適用できますが、全廃することとしております。地震保険料控除につきましては、地震保険契約に係る地震と相当分の保険料の2分の1に相当する額を上限2万5,000円の範囲内で所得控除するものでございます。また、経過措置の長期損害保険契約に係る保険料の損害保険料控除と地震保険料控除を併用する場合は合計で2万5,000円が上限となっております。なお、施行期日は平成20年1月1日で、平成20年課税分から適用するものでございます。

その他、分離課税に係る市町村分と都道府県分の税率割合等を税源移譲後の市町村

税 6 %、都道府県民税 4 %の割合、6 対 4 の割合に合わせて改めるものでございます。条文では53条の 4 及び附則第 8 条をはじめ、多くの附則につきましてこの税制改正関係の改正が行われているものでございます。具体的な例を申しますと、附則17条第 1 項中の土地建物等の長期譲渡所得につきましては、現行は町民税が3.4、県民税が1.6で、合計しますと 5 %になりますが、これを税源移譲後の割合、6 対 4 の割合で案分しますと、税率は町が 3 %、県が 2 %となるものでございます。その他、分離課税に係る町分と県分の税率割合も同様の趣旨の改正が行われているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）15番、佐中です。これまでの累進課税を比例課税に変える。所得のいほど利益というか、税が少なくなってくる、こういうシステムに変えるわけですが、今、課長のご説明の中で500万円の収入、所得が基準になってプラス・マイナスそう変わらんよという説明がありましたが、200万円以下のそういう所得、特に弱者ですね、これらの今の税の進行というか、結果的にはどう変わっていくのか、お尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）すべてにおいて変わらない仕組みとなっております。基本的にそのままの税率でいきますと、控除額の違いがございます。例えば所得税で言います基礎控除分が所得税は38万円に対して町民税は33万ですから、5万、ここの差が出てきますので、負担調整の措置をしてございまして、その負担調整措置をすることによって従前の総トータルとしての税額は変わらないものとなっております。

○議長（原田）佐中議員。

○ 1 5 番（佐中）そうすると、累進税を比例税に変えるわけですから、所得の多いほど税率が少なくなってくる仕組みになってくるわけですね。もともとこれを変えることによって、所得の少ない人が所得の割にようけ払うという仕組みに変えていくわけですから、今まで 5 %で町民税が済んでいたのが10%になっている、はなからこれは増税に即つながってくるという判断をするんですが、その点はどうですか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）ですから、先ほど言いましたように、例えばずっとやっていきますと、給与収入が1,500万円未満の方については所得税がほとんどの方が減っていきます。

1,600万円を超える方は増えます。逆に、先ほど言いました個人住民税の方はやはり1,500万円の方までが上がっていったら、1,500万円を超える方については逆に個人住民税は減っていきます。ほとんどのケースを見ますと、500万円くらいといいますか、600万円から1,200万円の方につきましては一律ほとんどの方が9万7,500円の減になります。その分、個人住民税は上がる。例えば400万円の方で言うと2万4,500円増えて、所得税は2万4,500円、同額ですけれども、減る。差引きゼロということになります。以上のように、先ほど大方の方が上がると言いましたのはそういう意味でございまして、給与収入で言うと1,500万円を超える方が町民税は減りますけれども、ほとんどの方は上がるという意味で、逆に所得の多い方については所得税が上がる、町民税が下がる。納税者全体から見ると、その上がるという方は、まだ正確には計算しておりませんが、1%くらいの方であろうと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）わかりにくくて理解しがたいんです。要するに町民税は今までより低所得者はほぼ倍になりますよと。しかし、所得税は減税されますよという説明をされておるんですが、そういう理解でいいんですか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）今回の改正の内容ですけれども、増税を目的としているものではございません。増税を目的としているものではなくて、あくまでも税源移譲ですから、国の税源の一部を町の税源に移すというものですから、国と地方を一本と考えれば、個々の納税者にとっては同じことになるように改正したものです。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）私のような者はようわかりにくいところがあるんですが、今のご説明を表にしてお配りいただければいいと思います。

○議長（原田）別表というのは所得の水準を全部細かくしたものをという意味ですか。所得水準を全部小分けにして所得税、住民税というふうに……。

○14番（住吉）こういうふうになっておるとわかりやすく表にしてくれと言うているんです。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）国がこの改正に当たりまして指標水準を出した表がございまして、それをお配りしたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようです。討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第55号議案、海田町税条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

この条例は、経済・財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、地震保険料控除の創設などを実施することとして、地方税制の改正の法律に基づいて、海田町税条例の一部を変えるものです、こういうように説明をしておりました。大きくは町民税の税率を一律6%に変えるもので、課税所得200万円以下の低所得者の税率は県民税と合わせて5%から2倍の10%になり、到底賛成できないものがあります。これは、先ほど説明にもありましたが、この税に関する関係だけを見ればそうですが、全体の税の仕組みから見れば、これは将来大きく国民に、あるいは町民に影響するものです。これまでも庶民増税計画は、所得税、住民税について、定率減税の廃止、扶養控除、配偶者控除、給与所得控除の縮小・廃止で、サラリーマン増税と高負担で12兆円もの増税計画を計画し、そのとおりを進めております。今回もその一環であります。特に今年は、住民税の納税通知書の送付を受けた住民から「税額が昨年に比べて10倍になる。間違いではないか」「暮らしが成り立たない」などの悲鳴が日本列島を襲いました。04年の年金増税法で昨年から高齢者の所得税が増税になり、今年になって住民税の増税となつてはね返っております。介護保険料や国民保険税にもこれが連動しております。雪だるま式に負担が膨らんで、そればかりか、小泉構造改革のもと、医療、介護、年金等の社会保障も悪化をするばかりであります。

さらに、消費税は今年で18年目であります。消費税が創立されたとき、税率が3%から5%に増税されたときも、政府は盛んに社会保障のためと宣伝をしてきました。本当に社会保障が少しでもよくなったのでしょうか。結果はさらに悪くなっております。医療保険はどうでしょうか。消費税が導入された当時、サラリーマンの健康保険の窓口負担は1割でした。ところが、消費税が5%になった1997年、平成9年ですけれども、2割に増え、2003年には3割という、負担が増える一方です。高齢者の負担も続きました。

年金はどうでしょうか。サラリーマンの年収に対する厚生年金の保険料の負担率は消費税導入のときの1.5倍に増えました。年収500万円なら約12万円の増であります。その一方で年金の給付水準は下げられてきました。介護保険も障害者福祉も生活保護も改悪が繰り返されております。それでは、消費税はどのように使われてきたかという、企業が納める法人税の税率を消費税導入前の42%から今の30%に引き下げてきております。地方税である法人事業税の税率も12%から9.6%に引き下げられました。これまでの不況の影響も重なり、法人3税、法人税、法人住民税、法人事業税は大きく落ち込みました。消費税が導入された1989年から2006年の18年間、国・地方を合わせた消費税収入は国民1人当たり150万円にもなり、累計175兆円にもなります。ところが、企業が納める法人3税で160兆円減収になり、私たちが支払った消費税は法人3税の減収の穴埋めに消えてしまっております。さらにこうして町民税や県民税を引き上げるということは、どう見ても容認できません。「あるべき税制」というのであれば、大もうけをしている財界、大企業に応分の負担を求める累進課税が一番ふさわしいことであり、消費税の10%という声も既に上がっております。これらの基盤をつくるための今回の税改正。また、政府は社会保障のためと、再び、三たびも宣伝をしてごまかそうとしております。もうこれ以上、増税の基盤路線をしくことに、将来生存権を侵すことにつながりますので、反対をいたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。第55号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

この改正の中に定率減税の廃止がありますが、これは景気対策のためとはいえ、恒久減税という視点もありましたので、ましてや、住民の皆様負担増をかけることには本当に心を痛めております。しかし、今回の改正趣旨にあります、この条例は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、地震保険料控除の創設等を実施することとして、地方税制の改正が行われたことにより、海田町税条例の一部を改正するものであると趣旨説明にあります。国の骨太方針、政府税調答申、与党大綱等におきまして、税源移譲に当たっては、税源移譲に伴い個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮するという基本的な考え方が示されてまいりました。その基本方針を踏まえ、今回の改正目的は、個々の納税者の負担を増やすのが目的

でなく、あくまでも税源移譲が目的であり、地方分権推進のため、歳入歳出両面での地方の自主性と責任を高める観点から取り組むための条例改正であり、賛成討論といたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第55号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第55号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第55号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第56号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第56号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防組織法の一部改正に伴い規定を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）それでは、第56号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は、消防組織法の全文にわたって見出し及び項番号が付されたことや、表現の適正化や枝番号の整理が行われたことにより消防組織法の一部が改正されたので、消防組織法の条文を引用している海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例においても所要の改正を行うものでございます。内容につきましては資料でご説明いたします。資料9の「新旧対照表」をお出してください。第1条中「第15条の8」を「第25条」に改正するものでございます。改正後の条例は、公布の日から施行することとしています。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。15条の8を25条に改める。これはただ条例の数字を改

めるだけなんですか。中身がよくわからないので、もう1遍説明してください。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）改正前では15条の8、消防団員で非常勤の者が退職した場合においては市町村は条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならないと規定しておりまして、見出しを付したことによりまして条文が、先ほど説明いたしましたように、15条の8から25条の方へ下がってきたものでございます。今の支給に関する法の条文そのものは変わっておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第56号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第56号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第6、第57号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第57号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。医療制度改革の一環として国民健康保険法が改正されたことに伴い、一部負担金の割合、出産育児一時金の支給額の改定等を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）それでは、第57号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料として資料10「海田町国民健康保険条例新旧対照表」及び資料11「海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要」を用意しております。主に資料11の「海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要」を使って説明させていただきますが、参考として資料10の「新旧対照表」もあわせてご覧

ください。

それでは、資料11をご覧ください。まず、1の「改正の趣旨」でございますが、このたびの改正の目的は、国の医療制度改革に伴い健康保険法等が一部改正されたため、所要の改正を行うものでございます。次に、2の「改正の内容」でございますが、1として、第4条の一部負担金の見直しでございます。70歳以上で、現役並みの所得のある加入者につきまして、一部負担金の負担割合を2割から3割とするものでございます。70歳以上のその他の加入者につきましては、従前どおり1割負担でございます。2としまして、第5条の出産育児一時金の見直しでございます。加入者が出産したときに受けられる出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げるものでございます。3としまして、資料10の「新旧対照表」をご覧ください。第5条中、関係法令の名称のうち現状にそぐわないものがありましたので、これを改めるものでございます。施行期日は平成18年10月1日からでございます。なお、附則として海田町国民健康保険条例第4条、第5条の規定は、この条例の施行日の日以後に受けた医療及び出産について適用し、同日前に受けた医療及び出産については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この制度が適用されますと、高齢者とか重症者は所得があつたらそれなりに払わなきゃいかんというようになるわけですが、これを2割から3割というように、所得制限はどこまでがどういうふうになっておるのか、これをお尋ねします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）この中で現役並みの所得ということでございますが、これは同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保の被保険者がいる場合を指しております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、一部保険がきかなくなるというのも出てくるのではないかというように思うんですが、それとあわせると、今、ある程度の所得があると、莫大というか、治療によっても違うんでしょうし、それ以上払うとまた高額補助が限度額であるというように思いますけれども、しかし、このことが適用されると、海田町でどのぐらいの人が適用されるのか。実際に病院にまだ行ってないからわからんよというの

はあるけれども、今までの数字の中から見て推計はどの程度行くのか、お尋ねします。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）前期高齢者の70歳から74歳の方は60名でございます。それと、老人保険適用者、これが275名でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、今ここで数字を並べられましたが、これが全部それに適用するのか、その中でどのぐらい、これが所得によってまた2割、3割というように変わってくると思いますが、その内訳はどうなりますか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）今申し上げました数字は2割から3割に変わる方でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）この医療制度の改革は国の制度の改悪だと思うんですけれども、このたびはこの10月からこういうふうになるんですけれども、2008年ですか、4月からまた今度変わるわけですね。変わって、今のその他の加入者は今までと変わらないわけなんですけれども、この方も今度変わってくるというふうになると思うんですけれども、今回これはこれで出なかったんですけれども、そういうふうなずっとルールの上に乗った改正案の初めの部分だと思うんですけれども、この2008年から、今のその他の1割の人、今回変わらなかった人がどういうふうに窓口の負担割合が変わるのか、それがわかったらお願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）ご質問の趣旨、いわゆる後期高齢者医療制度の関係かと思えますけれども、これは2008年4月から後期高齢者医療制度、これは75歳以上の方が対象になった新たな制度、県内全域でもって制定されると思います。この中の負担割合というのは今後、今検討されておりますけれども、基本的には年金からの天引き、これが後期高齢者。70歳から74歳までの方、これは前期高齢者、これについては今回の老人保健の適用されている方と同じような負担割合になりますので、現行の負担割合と変わってくることはないと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。2番目の出産育児一時金、一般質問の中でも取り上げましたけれども、出産というのはやっぱり物入りでして、財源のこともあるわけなんです

けれども、5万円ほどアップしてもさほどという、出産は非常に金入りということなので、小幅だとまだ私は思うんです。これで、上がらないよりは上がった方がいいんですけども、当分35万円ということで、少子化対策と盛んに言われておるわけですけども、それ以上にたまたもう少しプラスアルファとかそういうような考えというか、傾向はあるのかどうか。35万円よりも、やっぱり出産というのは非常に金入り、物入りなので、もっとつけてやれば少子化対策にもなると思うんですが、その辺の傾向はどうですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）このたびお願いしております改正につきましては、健康保険法、国民健康保険法及び健康保険法施行令で定められている額をお願いしているものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）確認したいんですけども、今おっしゃった該当者の中へ入るんですけども、それで70歳から74歳までで、74歳になったら誕生日でいくのか、この10月1日という施行の日で切れるのかどうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）誕生日の属する次の月からということになります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。反対討論を許します。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。第57号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の医療改悪の背景には、自分たちの保険料負担を軽減したいという日本の大企業、財界と、日本の医療を新たなもうけ口にしようとしているアメリカの保険会社、医療業界の強い要求があります。財政制度審議会は2004年5月17日、公的保険がカバーする範囲を根本的に見直し、保険診療と自由診療の組合わせを拡大するいわゆる混合診療、差額ベッド等限定的に認められている特定医療費の抜本的拡充、一定額まで医療費を全額自己負担とする保険免責制度の導入、これを提言しております。また、日本経団連は

同じく2004年12月14日の財政の維持可能性保護に関する提言で「まず何よりも医療給付費の伸びを抑制することによって保険料や公的負担の増収を抑えることが研究の課題である。免責の設定をし、一定額以下については全額自己負担することが考えられる。また、生命維持に直接関係のない高度先進医療も保険外サービスの対象とし、公的保険との併用を認めるべきである」としています。今、格差社会と貧困の広がり大きな社会問題となっております。介護も年金も切り捨てられ、増税が押しつけられています。その上このような医療費の改悪を認めたら、お金を支払えない人たちは公的医療から排除され、所得の格差が命の格差に直結する社会になってしまいます。今回の医療改悪は高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てにあります。政府・財界の提言は、保険のきかない医療を増やせ、こういうことです。70歳以上で現役並みの所得のある人は一部負担金自己負担額の割合を2割から3割にするというこの条例改正はこのようなレールの上に乗った改正案で、反対をいたします。

政府・財界の提言では、今回の負担増の後には続々と医療費の改悪がやってきます。入院ではこの10月から、療養病床に入院する人で70歳以上の食費、居住費が保険適用外となり、住民税課税の人で長期入院の場合、入院費は月3万円もの値上げで9万円になります。また、2008年4月からは65歳から69歳にも拡大され、1カ月の入院費は13万円を超えてしまいます。同じく2008年4月からは、家族の扶養を受けている人を含め、75歳以上すべての人が新しい高齢者医療制度に組み込まれ、税金で年間6万円の医療保険料が徴収されます。しかも、介護保険料とあわせて年金から天引きをされるのです。年金天引きは65歳以上の国保加入者にも適用されます。保険料を厳しく取り立てながら、窓口負担増で医療機関の敷居を高くする。これでは所得の少ない人は保険あって医療なしとなってしまいます。高齢者の病院からの追い出しも、療養病床の大幅な削減でさらに大規模に行われます。長期療養者を対象とする療養病床は現在38万床ですが、今後6年間で23万人分のベッドを削減し、医療の必要性が低い社会的入院の患者を退院させようというのです。特別養護老人ホームが不足しているのに、病院を追い出された行き場のない人はどこへ行けばよいのでしょうか。患者負担を増やして受診を抑制することは、病気の早期発見、早期治療を妨げ、重症化をさせ、かえって医療費の増大を招きます。負担増と切り捨ては国民の健康を破壊するだけでなく、医療費の抑制にも役立たない最悪のやり方です。保険証一枚あれば、どんな病気でもだれでも安心をして医療が受けられるのが日本の社会ではないでしょうか。社会保険料や窓口負担によって必要な医療が

受けられない状態にあってはなりません。医療費の値上げや高過ぎる国保税の元凶には、医療費の国庫負担率の引き下げがあります。国民健康保険の総収入に対する国庫支出金は1980年度の57.5%から、2003年度には35%に激減しております。政府管掌保険も国庫補助率が16.4%から13%に減らされたままです。このような政治を推進しているのが今の自民党と、生活与党と自称する公明党です。これをもとに戻すように、自治体として緊急に強く国に要望すべきではないでしょうか。よって、この出産育児金の増額には賛成ですが、一部負担金の改正が含まれているので、先に述べた理由でこの57号議案には反対いたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第57号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第57号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立多数と認めます。よって、第57号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第7、第58号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第58号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理等のため条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）それでは、第58号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の37ページをお開きください。あわせて資料12の「海田町ひとり親家庭等医療費支給条例新旧対照表」をお出しくさ

い。今回の改正は、これまでの改正経過の中で改正していない部分の整理と、健康保険法の一部が改正されたことに伴い、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、未改正部分の整理といたしまして、第2条第3号中の「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、同じく第5号中の「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、第3条第1項第1号中の「(昭和56年法律第79号)」を「(昭和39年法律第129号)」に、それぞれ改めるものでございます。次に、健康保険法の改正に伴う整理といたしまして、第4条第3項中ですが、高度先進医療を行う大学病院などの特定承認保険医療機関の用語が整理されたことに伴い、「同法第86条第1項第1号の特定承認保険医療機関」の字句を削ること、また、第5条第1項第2号におきましては、70歳以上の方については食事、光熱水費などの入院時生活療養費の負担が盛り込まれたことに伴い、入院時生活療養費から標準負担額を除いたものを新たに給付の対象に加えるため、「入院時生活療養費」の字句を加えるとともに、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改めるものでございます。施行期日は平成18年10月1日でございます。また、附則第2項におきまして、この改正条例の施行前に受けた医療費の助成については、従前の例による経過措置を設けたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第58号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第59号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第59号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理のため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）それでは、第59号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の38ページをお開きください。あわせて資料13の「海田町乳幼児等医療費助成条例新旧対照表」をお出しくください。今回の改正は、健康保険法の一部が改正されたことに伴い、第5条第1項第2号中におきまして「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、第6条第1項では、高度先進医療を行う大学病院など特定承認保険医療機関の用語の整理に伴い、「同法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関」の用語を削るものでございます。施行期日は平成18年10月1日でございます。また、附則第2項におきまして、この改正条例の施行前に受けた医療費の助成につきましては、従前の例によるものとする経過措置を設けたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。岡田議員。

○3番（岡田）これは先ほどの分と同じような格好になろうと思うんですけども、特に乳幼児の場合、食事代が保険とは別個になるというふうな感じなんですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）これまでも食事につきましては食事の負担額から標準負担額を除いたもので給付をしておりましてけれども、その食事療養にかかわる負担額の名称が変わったことに伴う改正でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第59号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第59号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおりこれを決めます。
~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第60号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山岡）第60号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法及び児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理等のため条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）それでは、第60号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の39ページをお開きください。あわせて資料14の「海田町重度心身障害者医療費支給条例新旧対照表」をお出しくください。今回の改正は、これまでの改正経過の中で改正していない部分の整理と、児童福祉法及び健康保険法の一部が改正されたことに伴い、海田町重度心身障害者医療費支給条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、未改正部分の整理といたしまして、第2条第3号中の「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、同じく第5号中の「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改めるものでございます。次に、児童福祉法の改正に伴う整理といたしまして、第3条第2項第2号中の関係でございますけれども、児童福祉法で定める障害児施設において受ける医療が10月から1割から3割の負担が生じることから、この部分を重度心身障害者医療で給付を行うため、これまで医療の対象外としておりました規定から「(ただし、障害児施設医療を除く。)」の規定を設けるものでございます。次に、健康保険法の改正に伴う整理といたしましては、第4条第1項中におきまして、70歳以上の方について食事、光熱水費など、入院時生活療養費の負担が盛り込まれたことから、入院時生活療養費から標準負担額を除いたものを新たな給付の対象とするため、入院時生活療養費に係る用語を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改めるとともに、第4条第4項では、高度先進医療を行う大学病院などの特定承認保険医療機関の用語が整理されたことに伴い、「同法第86条第1項第1号の特定承認保険医療機関」の字句を削るものでございます。施行期日は平成18年10月1日でございます。また、附則第2項におきまして、

この改正条例の施行前に受けた医療費の助成につきましては、従前の例によるものとする経過措置を設けたものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第60号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第60号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第61号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第61号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理等のため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第61号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の40ページをお開きください。あわせて資料15の「新旧対照表」をお願いいたします。今回の改正でございますが、健康保険法の一部改正等に伴い、用語の整理をするものでございます。まず、第3条第2項第1号につきましては、法律番号が重複しておりましたので、「（昭和57年法律第80号）」を削除し、第4条第1項につきましては、名称変更により「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第4項、高度先進医療を行う大学病院などの特定承認保険医療機関の用語が整理されたことに伴い、「同法第86条第1項第1号の特定承認保険医療機関」の字句を削るものでございます。施行期日につきましては平成18年10月1日でございます。また、附則第2項におきましては、この改正条例の施行前に受けた医療費の助成につきましては、従前の例によるものとする経過措置を設けたものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第61号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第61号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（原田）日程第11、第62号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山岡）第62号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、指定管理者制度を導入することに伴い、規定の整理等のため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

- 議長（原田）まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（木原晴彦）まず、海田総合公園の指定管理者制度導入の概要についてご説明させていただきます。資料17をお開きください。1の「導入の目的」でございませぬけれども、管理に民間事業者の手法を活用し、利用者のサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入するものでございます。2の「管理期間」でございませぬけれども、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間といたしております。3の「管理者選定までの流れ」ですが、今回、図式で少し説明をさせていただきます。募集要領の配布は9月19日から10月20日までの1カ月間とします。申請の受け付けは10月5日から10月20日までといたします。海田町公の施設の指定管理者候補者選定委員会、選定委員会ですけれども、設置いたしまして、これで審査し、候補者を選定いたします。その後、町議会に指定管理者指定の議案を提出し、議決後、協定書を締結いたします。公表につきましては、町議会に結果等をご説明した後に公表したいというふうに考えております。4の「選定委員会」ですが、町職

員4人、外部委員2人、計6人で構成するよう計画しております。評価項目として、利用者の平等な利用を確保できること、施設の効用が最大限に発揮できること、事業計画書に沿った管理を安定して行う物理的能力、人的能力を有していること、管理経費の縮減になっていることなどを評価してまいりたいと思います。5の「利用料金制」ですが、駐車場料金を含む施設利用料はすべて指定管理者の収入となることから、指定管理者が施設の有効利用を最大限図り、収入を増やすことができることから、管理経費を低く抑えることができると考えております。また、町長が定めた基準によりまして現在利用料を減免しております団体等の減免料ですけれども、減免された利用料は町が指定管理者に支払うこととしております。6の「飲食の提供等」ですが、厨房施設を利用した軽食コーナーを設置することといたしております。飲料水等の自動販売機を設置する場合には、設置する場所を指定し、別途占用の許可を町に提出し、許可をとる必要があります。7の「修繕経費」ですが、1件50万円未満の簡易的な修繕の経費につきましては、実際に要した費用で精算をするということで、指定管理者の方で50万円未満の簡易的な修繕は実施するというようにしております。8の「導入による効果額」ですが、利用料などの収入から人件費、草刈りや樹木の管理など、管理に係る経費すべての支出を差引いた額が指定管理者に支払う管理経費の上限額となります。年間の削減効果は約260万円程度、その上限額で評価しますと260万円程度と見込んでおります。指定管理者からの管理経費の提案額と、町の方で設定する管理経費の上限額との差が大きくなればなるほど、経費の削減効果は大きくなるというものでございます。以上で海田総合公園指定管理者制度導入の概要について説明を終わります。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）それでは、引続きまして第62号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例改正は、行政改革の一環といたしまして、指定管理者制度を導入するなど、所要の改正を行うものでございます。条例改正の内容につきましては、資料18の「海田町公園条例の一部を改正する条例の概要」でご説明申し上げますので、議案書と資料をお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、指定管理者制度の導入により、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲などを条例で定める必要があり、条例を改正するものでございます。地方自治法第244条の2第3項、第4項、第8項及び第9項では、指定管理者に係る指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、利用料金について規定し、

また6項では、指定しようとするときは公の施設の名称、指定管理者となる団体名、指定管理期間などを明らかにし、議会の議決を経なければならないとしております。

それでは、改正の主な内容からご説明申し上げます。第15条の2の「指定管理者による管理」は、総合公園の管理を指定管理者に行わせることができるように条文を規定し、行わせる業務について、「町長」を「指定管理者」に読みかえるよう規定を整理するものでございます。次に、第15条の3「指定管理者の指定の申請」につきましては、指定管理者の指定を受けようとする者の申請手続きを規定しているものでございます。第15条の4「指定管理者の指定」でございますが、指定につきましては、選定委員会において事業計画書の内容が利用者の平等利用が図られるか、施設の効果を最大限に発揮することができ、管理に係る経費の縮減が図られるか、管理における物的能力及び人的能力を有しているかなどの基準を総合的に審査いたしまして候補者を選定し、議会の議決を経て指定するよう規定したものでございます。次に、第15条の5の「指定管理者が行う個人情報の取扱い」でございますが、指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損の防止のために必要な措置を講ずるものとし、知り得た個人情報を漏らし、または不当な目的に利用してはならないとしております。第15条の6「指定管理者が行う業務の範囲」でございますが、ここでは指定管理者が行う業務の範囲を、利用の禁止及び制限、公園施設の利用の許可、利用する者の監督処分、利用に係る料金の収受、維持管理に関すること、及び町長が必要と認める業務と規定しております。次に、第15条の7「指定管理者による供用日等の変更」でございますが、指定管理者制度を採用した場合も、町長は供用日等の変更を行えますが、それに加えて指定管理者においても、あらかじめ町長の承認を得て供用日等の変更が行えることを規定しております。15条の8の「利用料金」でございますが、利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額はあらかじめ町長の承認を得て、町長が定めた範囲内で指定管理者が定めることができるよう規定したものでございます。なお、町長が定めた範囲内の額として使用料などを条例の別表第1で示しておりますが、今回の改正でこの別表を改正しておりますので、資料16の「海田町公園条例新旧対照表」をお願いいたします。9ページの別表第1でございますが、これまでの「使用料」を「利用料金」に改め、その下段に供用日、供用時間を加えた改定を行っております。これに基づきまして、新旧対照表1ページの第6条の2、供用日時の条文を新たに加え、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めるとともに、第2項でその変更について規定し、条文の整備を行っております。次に、第15条の9、

第15条の10の「利用料金の減免及び不還付」は、利用料金の減額及び免除、不還付の条文を規定するものでございます。その他の各条項の改正につきましては、条文整備及び語句の整理を行うものでございます。

最後に、議案書45ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございますが、指定管理者の指定及びこれに係る手続きその他この条例を施行するための準備行為につきましては、公布の日から施行といたしております。次に、経過措置でございますが、施行日前に、施行前の海田町公園条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、改正後の条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなすこととするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私はずっと前々からこの指定管理者制度の問題について、住民から不満や不平、あるいは著しく住民サービスが低下したというような、そういう場合に、この間の全協でも説明がありました。そういう場合は契約を解除することもあるという説明もなさったり、あるいは福祉センターが指定管理者になったときにも、契約を解除する項目を入れておるといような説明もなさったり、そういう認識でおるわけですが、事件や事故があった場合は、内容によっては即契約を解除する場合もあるんですが、しかし、町民から不満、あるいはそれは何とかせにゃいかんなどという場合に町長の中でできるんですが、町長が判断する範囲の中でそれをするということは、町長の考えでそれをずっとするわけですね。しかも、これは4年間やると、途中でいろんな問題が起きたときに町長の判断でできるようになっておるわけですが、私は議会に監視機能というんですか、議会と相談をしながらそれを決めていくとか、議会の意見を聞くとか、そういうのを契約の中に入れてほしいと思うんです。もちろん次のときも業者が指定されて出てきますけれども、しかし、前もって私はそのことを事前に、そういう項目がなかったら執行部だけに、私どもから言わせたら白紙委任状を渡して全部やってもらう。あとは意見がいろいろあっても、文句を言うところも、文句と言うたらおかしいけれども、住民サービスが低下した場合に歯どめになるところがないというのが私が強調したいところなんです。そこら辺はどう対応するんですか。私が言うのは、議会の意見を聞いて対応するというのがね。だから、年度ごとにそれを入れてもら

った方が町長の判断がスムーズにできるというように思うんですが、そこら辺を私は、今からずっと続くんですね、この指定管理者制度が何件か。保育所も含めてですが。そういう項目がなかったら、私はどうも納得しがたいというように思うんですが、その点はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）指定管理者制度は今年初めて福祉センターの方をお願いして、海田町として初めて試みたわけですが、今回の総合公園の場合はまたかなり多目的な公共施設であるというように認識しておりますし、その中で、今おっしゃるようなことが、例えば大きないろんなことがあった場合には即また皆さん方にも相談できるようなシステムを私自身で持っていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、今そういうような声もあるんですが、そういう町民の不満、そういうものをどういうふうにしていくのか。例えば指定管理者の扱いが、要するに職員というか、担当になられた方がいつも同じように扱われれば、同じ人が来れば、例えばそういう公園内のいろんな施設にしてもそれほどの故障等がないと思うんですが、係がしょっちゅう変わると、公園の中の施設とかそういういろんなことについての利用状況とか規約についての細部が精通していないと思うんです。それから、今、一番先に、まず1つ目としてはそういうことで、町職の監視が行き届かないんだから、指定管理者の扱い等によって例えばああいふ自由広場というか、そういうところのテーブルやいすが壊れたとか、ドアが壊れたとかというても、その扱いの状況を平生見ていないわけですよ。だから、こういうものを全部50万円以下だからということで町の方に修繕責任があつて。例えば過去何年間か、これができてからそれほどようけ修繕費がかかっていないと思うんですが、特段に指定管理者制度をとった途端にかかってくるというと、何か扱いに問題があるのではないかというようなことが想定できるわけですね。そのときに何か特別な注意ができるのかどうか。また、今、佐中議員からもあつたように、そういうことで取り扱いが非常に煩雑に見えるというようなことも含めて理由として解約条件になっていくのかどうか。

その次にもう一つは、今度は直接利用の契約というか、申し込みがいわゆる第三者、町職員以外の担当者が扱うわけで、もろもろあろうと思うんですが、今、町長は福祉センター云々と言われたんですが、ある人が福祉センターを借りて、こういうことで簡単

な掃除というか、して帰ろうということで「ありがとうございました」と言うたら、「どのような掃除をされましたか」と、こういうことを聞かれたと言うんです。「いや、こういうことで、簡単なふき掃除というか、さっと掃除機をかけて」と言うたら、現地へ行こうということで現地へ使った部屋を見に行ったら「いや、あのテーブルも汚れておる。このテーブルも汚れておる」ということがあって、「実はそれは使っていないんだ」というようなことで若干トラブルがあったというのを私は聞いておるんです。だから、これにしてもそういうことで、例えばグラウンドの利用を申し込みに行った、その順番とか何とかというような問題もあったりして、そこの職員というのか、そういう請け負われた側の職員の言動が非常に問題になってくると思うんですが、それがトラブルの原因にならないか。町職なら多少のことは注意ができると思うんですが、「あんたら、何を言うておるんか。われらは請け負うておるんだから、全部請け負うておるんだから、文句があるか」ということになると、言えないわけですね。ですから、そこらのところの指導というか、いわゆる契約内容というのか、どのようにされているのか、現段階でわかる範囲で細部にわたって説明を願いたいと思います。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）管理上のいろいろな心配についてのご指摘でございますが、まず、要するに直営で町の職員が管理に携わるということを今度は指定管理者にお願いするということで、小さなものから大きなものまでいろいろ心配が出てまいります。これにつきましては、例えば人がころころかわるからということでございますが、要するに総括責任者、また副責任者、これが今の町職員に該当するわけですが、そういうものを常時、お願いする場合にその管理事務所にいていただくというようなことをもって対応していただく。そういうことで、現在もいろいろシルバーの会員さんともども管理に当たっております。そういうことで、そのときそのときによりましては、やはりいろいろな場面において違う人が対応するということがございます。そのようなことで、問題があれば1つずつ町の方へ上げてまいりまして、一つ一つ、町長が監督なりそういうものをするようになっておりますので、当然そこから出てくる指導もございます。

それともう1点、修繕についてございますが、50万を境にして、それ以下のものを基本的には簡易な修繕、それ以上のものを計画的な修繕としております。そういうことで、50万以上のものを町が行い、50万以下のものを指定管理者にお願いするという基本的な枠はございます。しかしながら、50万以下であろうとも、当然のごとく町の方、担当課

でございますが、担当課の方に協議をいただくようになって、そこで指導なり指示なりというものを行いたいというふうに考えております。それと、いろいろな事故等のこともございますし、そういうことにつきましては、一応施設の瑕疵等々についてのものは町村会、町が掛けております賠償保険、そういうもので対応いたします。でも、管理の瑕疵にかかわるものにつきましては指定管理の方で費用を負担していただいて、そちらで対応していただくというようなわけになっております。ということで、指定管理者の方には当然それなりの保険に入っていていただいて対応していただくというようになっております。いずれにしましても、いろいろと公園、先ほど町長が申しましたように、多岐にわたっておりますので、いろいろな心配が出てこようかと思いますが、先般の全員協議会でご説明申し上げましたように、一つ一つ細かく契約には規定してございますので、それをもって指導なり監督なり、対応してまいりたいと。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今の課長の説明で言えば、瑕疵ある者というふうなこと、ずばり言うて、最初から欠陥物である、こういうことになるわけですね。わからないものは瑕疵とは言わないですから。言うかもわからんけれども。今まで正常に使ってこられておるのに。だから、私が先ほど言いました頻度の問題。この18年度、あるいは17年度、そういういわゆる営繕というのか、修繕にかかった、課長の言葉をかりれば、簡易な修繕、こういうものに要した費用、それがデータの的にあると思うんですが、ところが、次年度からそういうことで指定管理者に出した途端に5割ぐらい、10割ぐらい増えた。あるいは100%増えてきた。5割ぐらいになるとわかると思うんですが、5%、3%、10%ぐらいではわからんかと思うんですが、そこらのところを含めて、新しいものと違うので、そこらはどういうふうに明記するかというようなことがあろうかと思うんです。例えばさっきも言いましたテーブルの足とか、一々渡す前に全部点検して。そういうことが余り頻繁に起きると、そういうことがいわゆる改悪の対象になっていくのかどうか、今度はこういう問題も当然浮かんでくると思うんです。だから、そこらも含めた、先ほども言うたそういう指定管理者の言動、言葉遣いということで、町民とトラブルが頻繁に言うのもどうかですが、ちょこちょこあると。そうすると、計画そのものの立案は非常にいいんだけど、どうもそういう対応のことでいざこざ、小競り合いみたいなちっちゃなそういう口げんかのようなことが起きるということなんです。今のこれもあわせて、そこらを含めて解約の対象になっていくかどうか、その辺からもうちょっとお聞か

してください。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）第1点、ご心配いただいております修繕の関係につきましては、指定管理料とともに修繕料も上限を定めて提示してまいります。この修繕額につきましては、これまで過去五、六年間の実績を全部上げまして、その実績に基づきまして上限額を定めております。そういうことでございますので、それより修繕が多いということになれば、当然町の方から協議がありまして、これは必要な修繕かどうかということもありますし、その公園を毎年運営していく中で実績値というものは大きゅうございまして、大体の必要額は出てまいります。そういうことを加味しながら、これは必要であるとか、ないとかという部分は検討してまいりたいということでございます。

それと、ご心配いただいておりますいろいろ接客云々ということにつきましても、仕様書の方でここまで要るんかいなと思うぐらい細かく具体的に指示なり、仕様にうたっております。ですから、やはり町の方も大きな公園を初めて指定管理するわけでございますので、具体的に細かいことも規定して仕様書の中に盛り込んでおりますので、その辺はその仕様に異なるようなことがあれば当然協議をして指導なりそういうものやっっていく。これが解約につながるのかと申しますと、町が要するにその指導を重ねる中で、これは、指定管理者に委託するわけでございますが、その目的にかなわんと、当然法的なり例規によって守らなければならないものが損なわれておると判断した場合はそういうことになろうかと思えます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。2点ほど。まず第1点は、現状の事務職員は何名か、臨時職員は何名おるのか。それと、異動とそれに対する処遇、これはどのように考えられているのか、この2点をお願いします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）現状、管理に当たっております町職員という意味ですね。これは2名です。それから、それは指定管理にしたらその2名はどうなるかということでもよろしゅうございますか。それは、町が今の指定管理にするわけですから、場所を異動して町の職員の事務をとるということで異動になるということになります。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）臨時職員については採用してございません。ただ、委託の関係で

シルバーに委託しておりますので、そのシルバーの委託の中で足らずの部分とかそういうものを補っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）これは一般質問等でも出たと思うんですが、職員採用を含めた人事計画の中で、今、公園内におられる職員の方をこちらに引き上げてくるということになると、当然ながら人事計画の方、採用計画ですか、それの方に影響が出てくるとは思います、そこらの今からの図り方、計画の立て方、当然減に動く方向にあるのかどうか、お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）この総合公園の指定管理については既に行革の中で実施年度が決まっておりますので、そういったことを含めた中で人事計画を立てておりますから、現在ある人事計画、それをたちまち指定管理のためにこれを変えるということとはございません。それを含んだ人事計画でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）となると、19年の6人、事務の採用というふうにこの計画の中には示されておりますが、これは6人採用というふうに考えられるということでしょうか、お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）18年度末で定年退職者の数は把握できるんですけども、昨年度のように早期退職者が急に出てくる、この部分については全く現時点では把握できませんから、そこらでその数字が実際には変わってくる可能性もないことはないんですが、現在のところ、定年退職者の数の把握の中でいけば、現時点での採用計画の数字で採用していきたいというふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料17の2ページなんですけれども、「飲食の提供等」で、この指定管理にした場合も軽食コーナーを設置することとしておられますが、現在もうそこにはある方が入られて運営をされておりますが、その方に対しては指定管理に移ってということについて説明されて、その結果どういう返答をいただかれているか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これは、今現在やっておられる方につきましては契約をする際に

もうそれが条件になっておりまして、契約期間が19年3月までということでお話は当然してございます。それで、指定管理者の方が直営でそれをやられるか、それとも今おられる方をまたお願いされるかということは、管理者の方で決めていただくということになろうかと思えます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）15条の9で、指定管理者は町長が云々とあって、利用料金を減免できるとあるんですけども、これは指定管理者の判断で減免をすることは不可能というようにしてよろしいのでしょうかというのが1点。今のは例えば、言葉は悪いんですけども、よく知っている人が来たときに、あんたはよう知っておるけん、安うしてやるとか、ただにしてやるとか、そういうことがあったら、これは、だから、利用者の平等に反するので、だめだと思えるんですけども、そういうのは別にして、指定管理者の判断で減免はできないのかというのが1点。

業者の決定なんですけれども、これは15条の4でいろいろさっき言った面があったんですけども、ですから、これは確認なんですけれども、金額だけで決定するというわけではなくて、能力と金額を見て決定とすることかの確認が2点目。

3点目は、9月1日から駐車場が有料になったんですけども、私はまだ現地へ行って確認していないんですけども、もう何日間かたっているんですけども、現在の駐車場の利用状況はどんなぐあいになっているかというのをお願いします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）まず、減免の考え方ですけども、先ほど説明しましたように、町長が基準で決めておる減免で減免するものであり、それを勝手に減免したら自分が損するということになりますので、それはこちらからしても認められないということになろうと思えます。

それから、駐車場の混乱のことも多分ご心配であろうと思えます。確かにかなりの方が並ばれたりしておるようです。設計をする中で一応土日祝という利用者の多い時期にはやはり誘導員をつけるということで、積算の中に若干そういう臨時的な雇用の経費も必要だろうということで、手だてをできるようにしております。

○議長（原田）もう1点。都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今の利用状況ですが、要するに9月1日からですので、見た目にはいつもと変わらない状況でございます。よく、使用されて来られるんじゃないかと、あ

そこらで休んでおられる方、そういう方がおられるんです。そういう方はそれを見てUターンして帰られるとかという状況はよく見かけます。

それと、業者の決定でございますが、金額だけかということでございますが、それではなくて当然のごとく業者の、数社ありますと、計画書を提出していただいて、先ほどご説明しました、要するに指定管理者の範囲とか業務内容とか、そういうものをよくよく踏まえて、この条例の趣旨をよく踏まえておるかどうか、この委託の目的を達する可能性が強いかどうか、それは十分選考委員会の中で審査させていただくような形になっております。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）業者の選定方法でございますけれども、これは金額だけではなく、ご提案をいただいたそういう趣旨に則って、総合公園が今よりも利用が向上できるかどうか判断で決めてまいります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。この前の会議で利用料金制のところをお伺いしたんですけれども、施設の関係の利用料金が年間約1,000万、これは駐車場が9月から始まりまして、年間ではこれも約1,000万ということで、結構な額だということで、こちらの条文の方にも、指定管理者の収入とする。こちらの5番も利用料金制で書いてあるんですけれども、あと、差引くとか、この前あったんですけれども、もう1度利用料金制に関して説明していただきたいと思うんですけれども。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）利用料金制というのは、やはり使用料などをすべてその指定管理者の収入にすることによって、町として管理経費あたりの縮減が図れると。また、利用料金制をとるということで、業者はその施設を有効に使おうと。使えば使うほど自分の、どういいますか、もうけとは言いませんけれども、指定管理料を低く抑えて受けることができるということで、そういう受けようとする民間の業者に対してメリットも若干あるということで、利用料金制をとると、管理料として払う管理経費が町としては縮減ができるという意味で、料金制をとると行政の方にもメリットがあるという意味で利用料金制をとっておるという状況です。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）要するに、施設の利用料と駐車場は指定管理者の収入になると。もう1度

確認しておきます。なるということですね。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）そのとおりです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、8番の効果額のところですけども、年間260万の経費の削減効果が見込まれるということなんですけれども、大ざっぱにでもいいですから、この予算書にもありますけれども、幾らから約幾ら引いて260万ぐらいになる、その辺を聞いてみます。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）それは現実には設計金額の入札予定価格をここで公表するような話になりますので、それはご勘弁いただきたいと思います。予算書等を一応見ていただいて、今までの答弁の中の推察をしていただくしかなかろうと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それと関連するんですけども、今、資料の17の一番最後のところに260万経費が節減されるというふうになっているわけです。それで、この前の全員協議会のときに詳しい計算があったでしょう。それを皆回収なさったですよ。議員のみんなからいろいろ議論して収集がつかなくなっちゃって、あれは回収されたんです。その後、検討なさった上でこの260万という経費の削減効果が出たのかどうか、その1点だけお願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）全員協議会のときのご質問は、確か桑原議員の方から行政改革の実施計画書の額をお示しになって、それと今回のそういう効果額との差という話で、別に今の効果額にかかわる詳しい資料はお配りしていないと思うんです。先ほど申し上げましたように、その差額というのは基本的には、行政改革の実施計画につきましては17年度の当初予算ベースで積算をしたものということと、それから、それ以降の事情によってそういう駐車場の管理なんか指定管理の業務に入りましたから、そういった効果額の差が出たということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）余り言うことはないんですけども、要するに、260万円削減しますとおっしゃっているから。あのときに細かくあったでしょう。全部書いた計算書があったじ

やないですか。それを回収なさったから、こう言われてもわからないので、じゃ、260万円の積算といいますか、それをお願いします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）細かく計算した計算書は全協のときにお配りしていないと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）例えば指定管理がどこかの業者になった場合、この公園の利用の申し込み、それはどういうふうな格好になるんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これにつきましては公園の方へ直接申し込んでいただくということになるかと思えます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）公園の方へ直接と、今度、指定管理がどこか別に本社みたいなものがあるんですけども、そういうふうなところという格好になるわけですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）そういうことであれば混乱が生じますので、申し込んだときの予約をしたときの時差とか、そういうことが出てまいりますので、公園一本でお願いしようと思っています。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第62号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第62号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおりこれを決します。暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第12、第63号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第63号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）について。平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、福祉センター整備事業債の一部を繰り上げ償還するなどの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2億6,716万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,560万2,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第63号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料19の「平成18年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。2ページをお開きください。まず、総務費の総務管理費の一般管理費の一般管理職員給与費事業につきましては、助役の給料の増額と理事の給料の減額を相殺して、168万円増額するものでございます。同じ目の公共施設バリアフリー化事業につきましては、町内6カ所の公共施設の和式トイレに手すりを設置するため、112万2,000円を増額するものでございます。次の企画費の行財政改革進行管理事業につきましては、海田総合公園の指定管理者の候補者を外部委員により選定するため、2万5,000円を増額するものでございます。次の諸費の過誤納付金還付事業につきましては、法人町民税の予定申告過納付による還付金が見込みより多いため、300万円を増額するものでございます。続きまして、徴税费の賦課徴收费の固定資産税課税客体調査事業につきましては、入札残374万2,000円を減額するものでございます。3ページに移りまして、衛生費の清掃費の塵芥処理費の広域ごみ焼却場事業につきましては、安芸クリーンセンターでのごみ焼却による発電電力の余剰電力を売電するため、設備の改修費用と、売電による収入見込み額を相殺して、861万1,000円を増額するものでございます。続きまして、土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の町道改良事業につきましては、日の出町地内の道路を改良するため、950万を増額するものでございます。次の都市計画費の都市計画総務費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、県において事業費の減額が見

込まれているため、544万5,000円を減額するものでございます。次の河川費の砂防費の東桜木川都市砂防事業につきましては、県において事業費が確定したことにより、250万円を増額するものでございます。4ページをお願いいたします。教育費の中学校費の学校管理費の生徒遠征費助成事業につきましては、海田中学校の陸上部、吹奏楽部、新体操部が全国大会や中国大会に出場することが決定したことなどにより、30万6,000円を増額するものでございます。続きまして、公債費の元金でございますが、町債元金繰上償還事業を先に説明させていただきます。後年度の公債費負担の軽減化により財政の健全化を図ることを目的に、福祉センター整備事業債の一部を繰り上げ償還するため、2億6,122万5,000円を増額するものでございます。同じ目の町債元金償還事業につきましては、繰り上げ償還で不要となる元金償還額の967万5,000円を減額するものでございます。次の利子の町債利子償還事業につきましては、繰り上げ償還で不要となる利子償還額の194万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、220万3,000円を減額するものでございます。次の地域福祉基金繰入金につきましては、昨今の金利情勢から有効活用ができなくなった地域福祉基金を廃止して、その財産の2億5,155万円を一般会計に繰入れるものでございます。なお、基金の廃止に伴う財源につきましては、歳出でご説明いたしました福祉センター整備事業債の繰り上げ償還に充てたいと考えております。続きまして、諸収入の雑入につきましては、海田中学校の吹奏楽部が国民文化祭に招待され、祭りの実行委員会から楽器運送費と宿泊費の一部が助成されることなどにより、41万7,000円を増額するものでございます。続きまして、町債の土木債の都市計画事業債につきましては、広島市東部地区連続立体交差事業の一部が国庫補助金から交付金に振り替えられたことにより、起債の充当率が55%から95%に引き上げられるため、1,740万円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第63号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,716万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億9,560万2,000円とするものでございます。次に、地方債の補正をご説明いたします。議案の3ページをお願いいたします。ここにお示ししておりますとおり、1件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。以上で平成18年度海田町一般

会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料19の1ページと3ページにかかるわけですが、先ほど町債の土木債、目的がはっきりしております都市計画事業債1,740万の起債を起しているわけですが、歳出を見ますと、3ページの土木費の都市計画総務費の広島市東部地区連続立体交差事業、マイナス544万5,000円でございます。本来、目的がはっきりしております地方債の場合はその目的以外にはその歳入を歳出に充てることができないと私は考えるわけですが、今回の歳入歳出を見ておきますと、先ほど説明は行われましたが、町債を土木債、それも目的税である都市計画事業債を1,740万発行されておりますが、その歳入は歳出ではほとんどが一般会計の支出に使われているわけですが、それは使ってもいいという根拠をお示しいただきたいんですが。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今のご質問でございますが、まず、この歳入歳出、起債と負担金の関係についてご説明するとよくわかるんじゃないかと思えます。それで、この連立の関係の補助金が、先ほど財政課長も申しましたように、補助の通常から交付金へどんどん近年変わってまいります。そういうことで、予算編成時にどのぐらいの部分が通常から交付金に変わるか、まだ明確でございませんでしたので、県と協議の上、一応通常分は通常分で予算を計上してくださいということがございました。それで、はっきりした段階で補正で対応してくださいということがありましたので、予算は通常分で計算をして3,690万組ませていただいております。それで、はっきり通常分と交付金部分が出てまいりましたので、今回の措置をとらせていただいたわけでございますが、当初は6,720万で、通常分の起債充当率が0.55でございまして、3,690万の当初予算になっておったわけでございますが、補正後は通常分が1,066万7,000円で、起債充当率が0.55を掛けまして580万、それと、交付金部分が5,113万4,000円で、起債充当率が0.95でございます。かなり高うございまして、これで4,800万の起債が交付されるということになりました。それで、当初分との差額1,740万の起債増となっております。これが歳入でございます。それで、歳出でございますが、県の方の事業費が連立関連事業、鉄道本体部分とそれに関連する街路事業部分がございます。当初予算より各々街路部分で8,167万5,392円ほど当初予算より減にして、その減にしたものを本体の方へ……。失礼しまし

た。反対ですね。本体の方を8,167万5,392円減にしまして、それを街路事業の方へ充てたということで、この連立事業の方の負担金の負担割合が、減にした方が15分の2でございまして、増にした分が15分の1で負担をしておりますので、この関係で差額が、今ここにあります544万5,026円の差が出た、それだけを減にさせていただいたというもので、他の目的のために起債は使っておりませんし、それで、トータル6,280万2,000円のうちの5,430万を起債対応、今の起債の補正をした後の5,430万を起債で対応させて、あと850万2,000円が町の単独、そういうことで負担をしております。ですから、他の会計とかそういうものに充当はしておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）理解をしかねるんですが、先ほど当初の予算から街路に移行したと言われますと、今回の歳出の方に、ですから、それだけ分、移行したのがどこかに出てこないといけません。でも、現実、今回の補正予算の説明書を見ますと、歳入では土木債を1,740万増減で発行されております。歳出の場合はその東部連続立体事業では事業費をマイナスにされております。これよりもっとプラスのものが、この表面で見るとはほかの事業に充てられていることには間違いありません。今私が質問いたしましたのは、それが地方債の発行の目的の地方債であれば、その目的の工事費にしかそれは充当できないというのが基本的な予算執行だと思いますので、法的に、今説明をなされたような方式があれば、どういうところのものを基準に今おっしゃったことを計上されているかということを示していただきたいと思います。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の東部連続立体交差事業につきましては、当初予算から説明させていただければおわかりいただけるかと思っておりますので、ご説明させていただきます。当初予算で東部連続立体交差事業の負担金を6,824万7,000円組んでおります。それで、それに対する起債が3,690万でございます。今回この当初予算で組んでおりました負担金の方から△544万5,000円を減額しまして、負担金の総額が6,280万2,000円となっております。これで、当初は起債の充当率55%でしたが、95%に変わりましたので、充当率の変更時より起債の額だけ増加し、一般財源の額が少なくなったということでございまして、充当率で計算したものが、総額で言えば5,430万になりますので、当初に組んでいたものとの差額1,740万円を今回増額補正させていただいたということでございます。つまり事業費の中の総額が減額になっておりますが、記載の充当率が変わったので、財源の

中での移動が起こったということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）資料19の3ページの衛生費のところ、広域ごみ焼却場事業、売電装置の初期投資に伴ってこれが発生したというように思うんですが、これは売電するんですから、今後当然負担割合が減ってくるというふうに普通は理解するんですが、その効果はあらわれるんですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）実は議長の安芸地区衛生施設管理組合の報告の中で部長が報告させていただきましたように、年間約2,600万円の効果額が出ると。要は減額ですね、出るということで聞いております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、損益分岐が出る地点というのは何年後ぐらいになりましょうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）予算額で言いますと、工事費が約3,765万円で予算計上を組合の方でされております。売電額が、今言いましたように2,600万円なので、実質的には今年度から、3月ぐらいから売電と、電気代の減が出るということなので、計算しますと約1年5カ月ぐらいで実際に工事費がペイできるということで考えております。

○議長（原田）ほかに質疑。渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺です。資料19の2ページなんですが、公共施設トイレ手すり設置工事というのがありまして、設置工事されます6カ所の施設、先ほどありましたけれども、これはどことどこになるんでしょう。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）6カ所の内訳でございますけれども、まず庁舎、加藤会館、町民センター、海田東公民館、ふるさと館、ひまわりプラザでございます。

○議長（原田）渡辺議員。

○5番（渡辺）じゃ、その他の箇所についての工事、これはいつごろされる予定でしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）今回6カ所の選定しました理由といたしましては、対象外となりました施設につきましては小学校、中学校、児童館、保育所等、子どもさんが利用される施

設、それから、もう既に施設の中で洋式トイレが完備されているもの、手すりが整備されているような施設を一応除いて今回取付けるようにしましたので、当面の今後の対策というものは考えておりません。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）今のトイレで6カ所、これは男女ともやられるというのでよろしいんですか。これは確認で、教えてください。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）今回、男性、女性、すべてのトイレを調査いたしまして、内訳としましては、男性トイレが19カ所、女性トイレが34カ所の内訳となっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。資料の3ページの東桜木川都市砂防事業、一応負担金で250万ということなんですけれども、こういった事業なのかということと、場所が、さっきも聞いたんですが、どのあたりなのか、もう1度教えてほしいと思います。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）場所につきましては、エバーグリーンがございしますが、その前の河川の上流側になります。それから、内容でございしますが、これは東桜木川の上流に砂防堰堤を県がつくるようになっておるわけですが、その前段で今、河川の改修を行っております。河川に沿って町道がございしますが、町道は約2メートルの現道があるわけですが、河川を拡げて、それで、道路も壊れるわけで、その部分を復旧するために、今度は4メートルの道路にいたします。その部分の3メートル部分を県が負担し、1メートル部分を町が負担するというので、今回補正させてもらうようにしております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第63号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第63号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおりこれを決します。

- 〇議長（原田）日程第13、第64号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 〇町長（山岡）第64号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、保険財政共同安定化事業拠出金の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ9,844万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,257万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。
- 〇議長（原田）住民課長。
- 〇住民課長（植野）それでは、第64号議案、平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料21の「平成18年度補正予算説明書」によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたしますので、2ページをお願いいたします。3款の老人保健拠出金の負担金補助及び交付金の2,915万2,000円を老人保健拠出金額の確定に伴い、減額するものでございます。次に、老人保健事務費拠出金の負担金補助及び交付金の4万9,000円は、老人保健事務費拠出金額の確定に伴い、増額するものでございます。次に、4款の介護納付金の369万5,000円は介護納付金額の決定に伴い、減額するものでございます。次に、5款の共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の1億884万9,000円は、本年6月に成立した医療制度改革の一環として、国民健康保険制度の中で本年10月1日から始まる事業の拠出金でございます。これは、都道府県単位で市町の国保間の保険税等の平準化、財政安定化を図るため、30万円を超える医療費について、県内の各国保保険者が広島県国民健康保険団体連合会に対して拠出金を納付し、医療費の実績に基づいて交付金を受け取る制度でございます。拠出金額は、今回につきましては平成17年度の一般被保険者の医療実績に基づいて算出されたものでございます。次に、3ページの諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金の2,239万1,000円は、平成17年度療養給付費等負担金及び交付金の確定に伴い、返還金が生じたことによるものでございます。続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の8,906万9,000円は、歳出でもご説明いたしました、本年10月から始まる新規事業の交付金で、広島県国民健康保険団体連合会から交付されるものでございます。次に、9款の繰越金の937万3,000円は、平成17年

度の繰越金でございます。

次に、議案についてご説明いたします。第64号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,844万2,000円を予算措置し、歳入歳出予算を総額それぞれ26億6,257万8,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。歳入で保険財政共同安定化事業交付金が9,000万余り入ってきているわけですが、歳出でその事業の安定事業拠出金で1億900万余りで、2,000万余り海田町の持ち出しの事業費となっているんですけども、これは今の県内の安定ということで出すというふうに理解したんですが、これは年々今後2,000万余りは海田町の国保から県の安定のために拠出するようになるのでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（植野）本年度につきましては2,000万ですが、これは6カ月分ということで、通年を通しますと約4,000万になります。しかし、このように拠出金額が交付額を上回る部分につきましては現在、国・県において財政支援が考えられておりますが、現在のところ、その詳細がまだまとまっておりません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第64号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第64号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第14、第65号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第65号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて。平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、平成17年度介護給付費法定負担金を返還するための予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ815万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,568万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤） それでは、第65号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料22の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正は、平成17年度介護給付費法定負担金の超過交付分に対する償還金に要する費用の予算措置でございます。それでは、2ページの歳出予算からご説明いたします。まず、諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金の償還金利子及び割引料815万8,000円は、支払基金交付金、国庫負担金及び県費負担金それぞれの超過交付分に伴う返還金の合計額でございます。次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰越金の815万8,000円は、歳出でご説明いたしました償還金に伴い、その財源を前年度繰越金で手当てるものでございます。

それでは、第65号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ815万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを13億2,568万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第65号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第65号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第15、発議第5号、地方の道路整備の促進に関する意見書（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。

本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第5号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、発議第5号については原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成18年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後1時35分 閉会